

障害福祉施策等の最近の動向等について

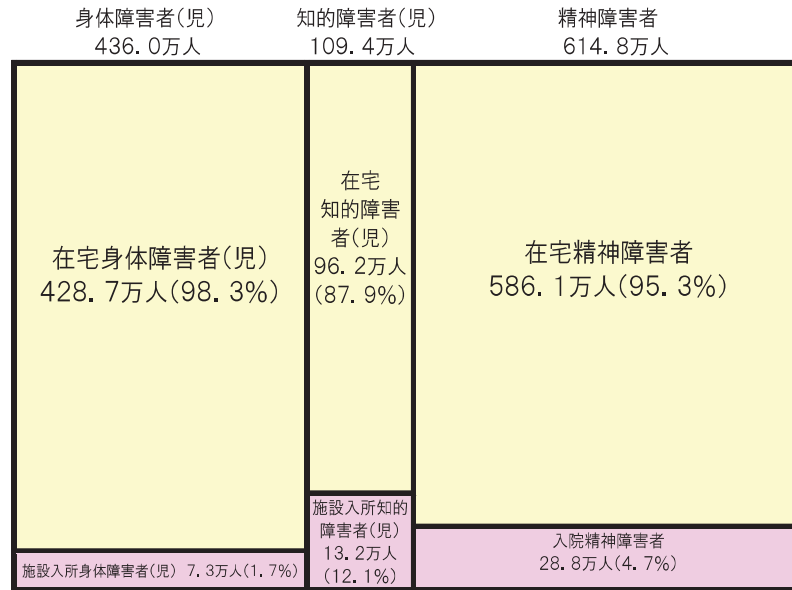
R6 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修資料①
山梨県福祉保健部障害福祉課

障害者の数

- 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

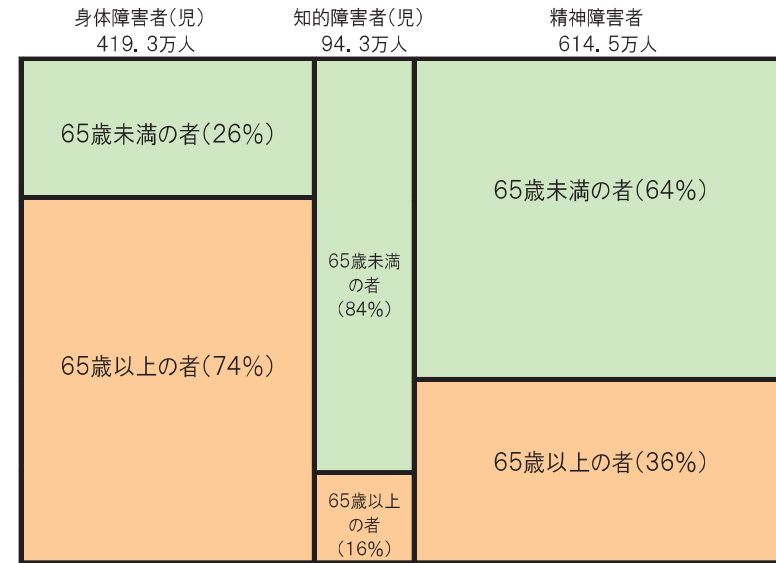
(在宅・施設別)

障害者総数 1160.2万人(人口の約9.2%)
うち在宅 1111.0万人(95.8%)
うち施設入所 49.3万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 51%
65歳以上 49%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

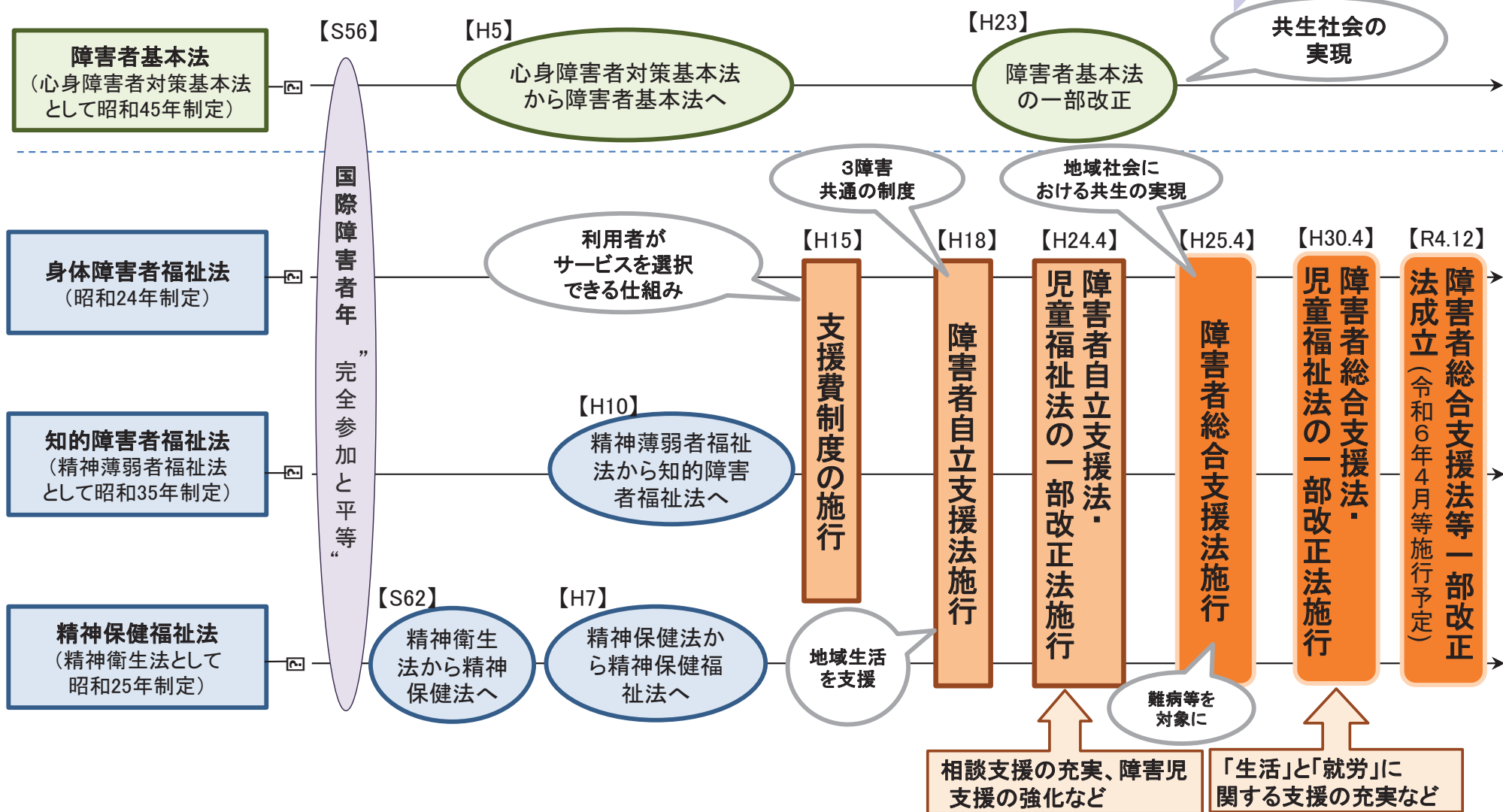
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

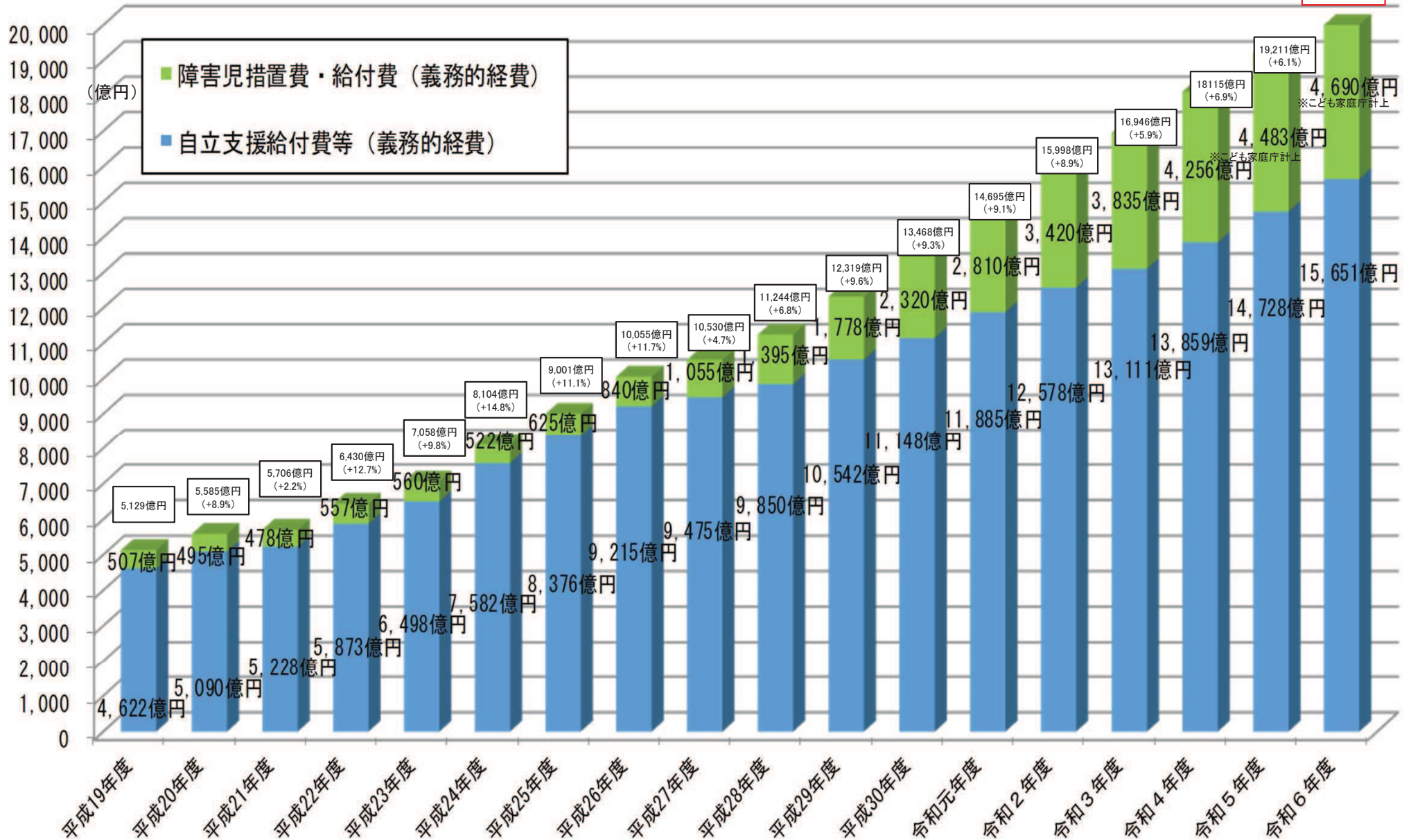
障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

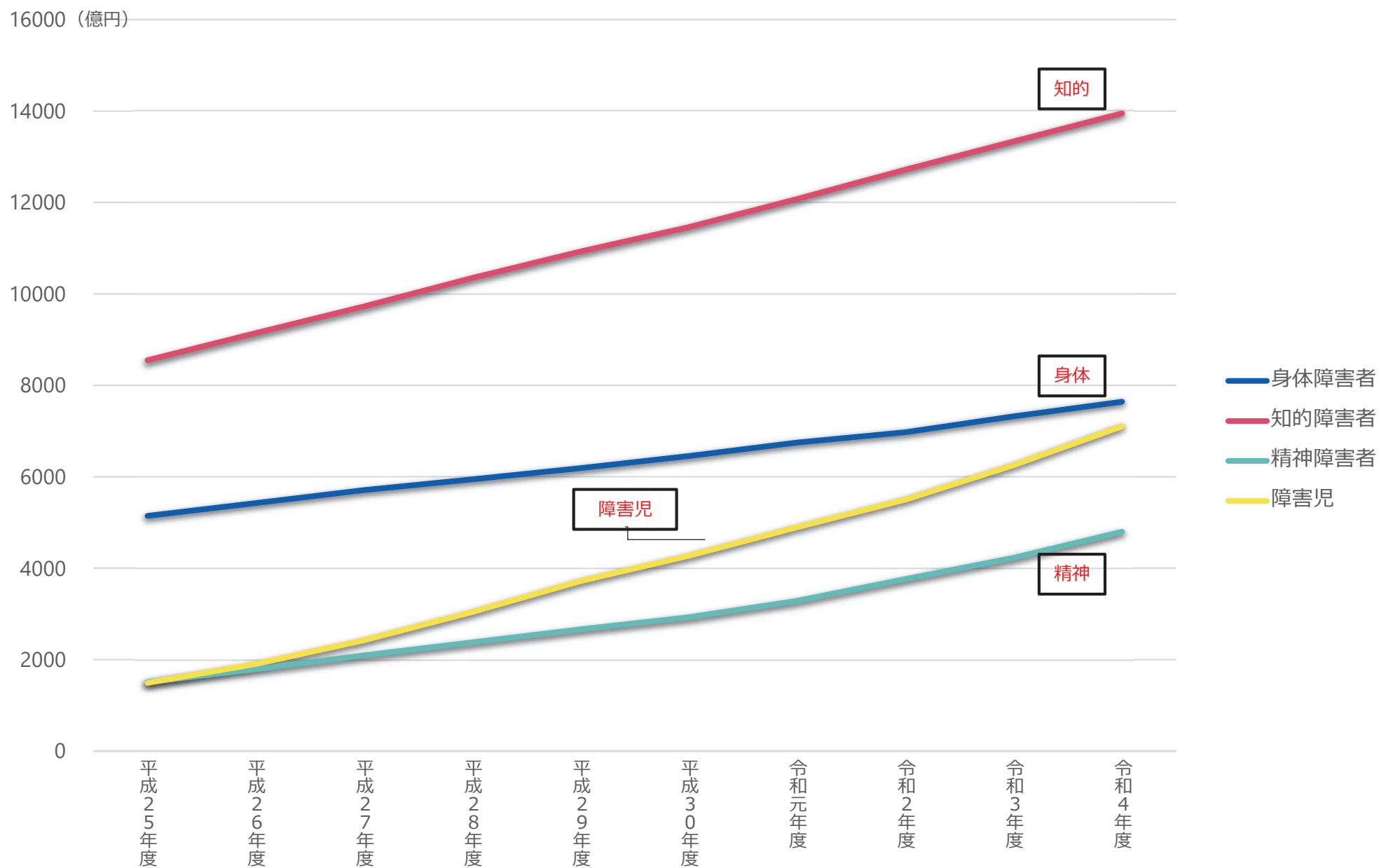


障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は17年間で約4倍に増加している。

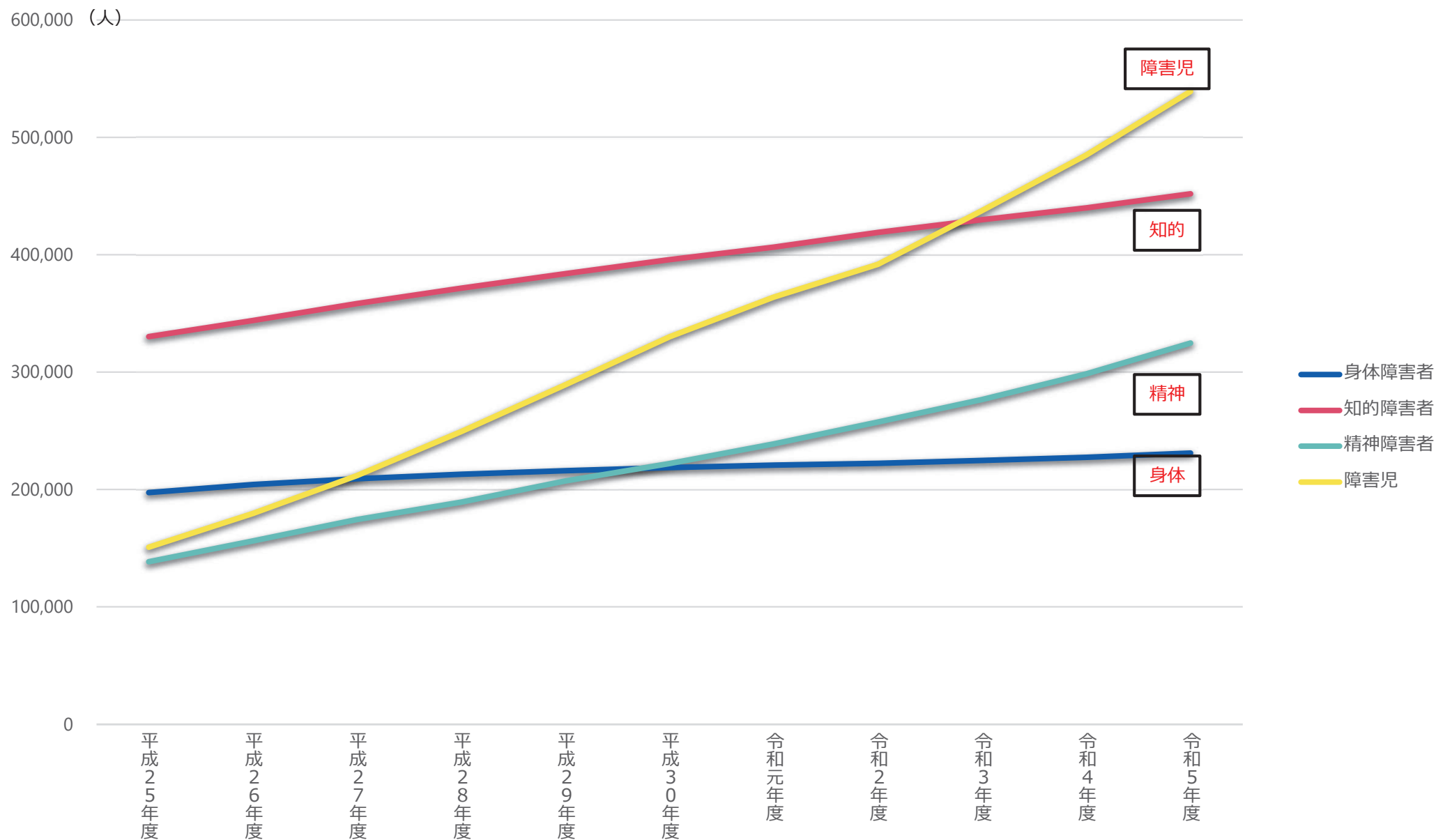


障害福祉サービス等の総費用額の推移



※ 国保連データから作成。

障害福祉サービス等の利用者数の推移



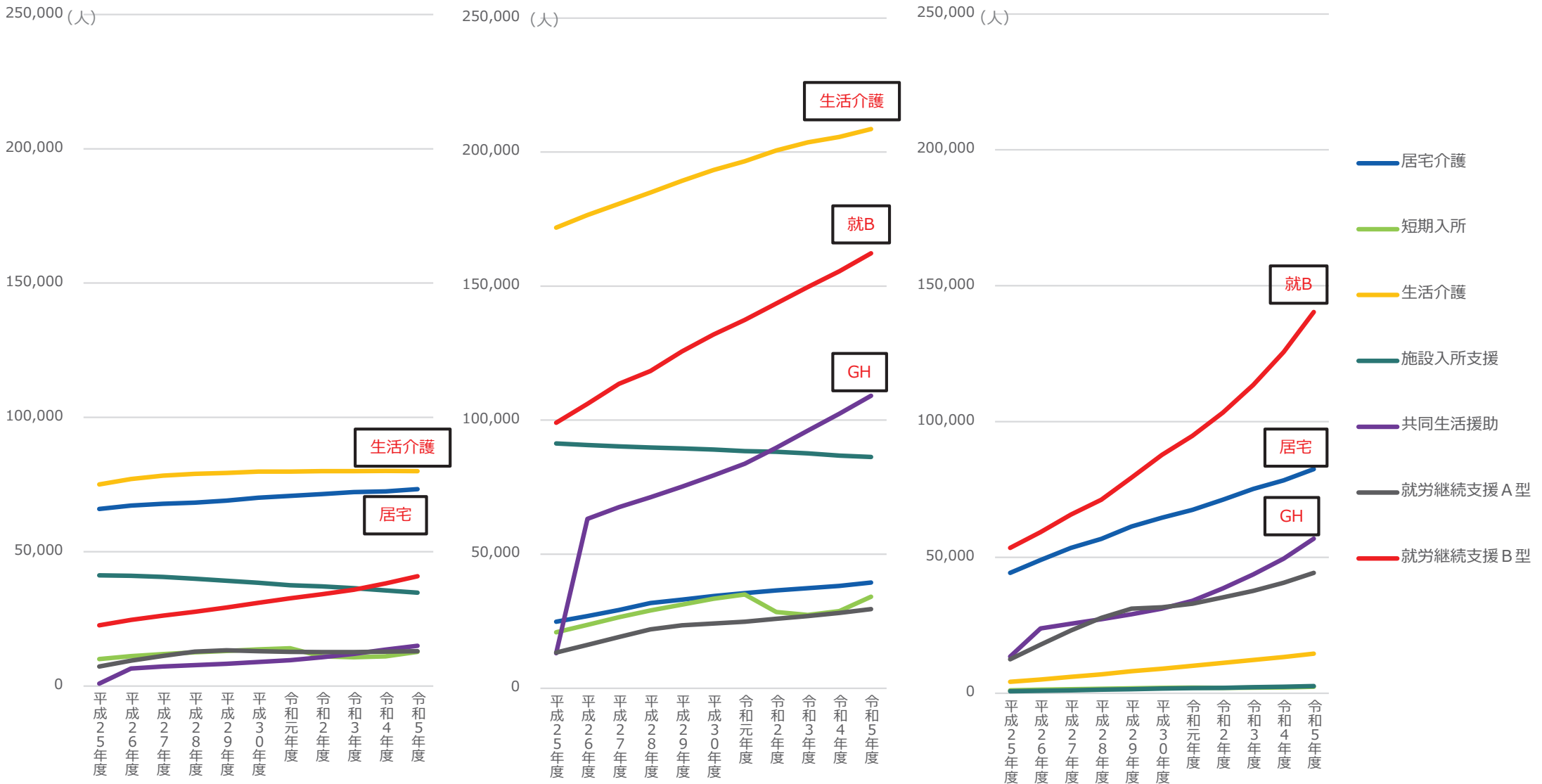
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

身体障害者

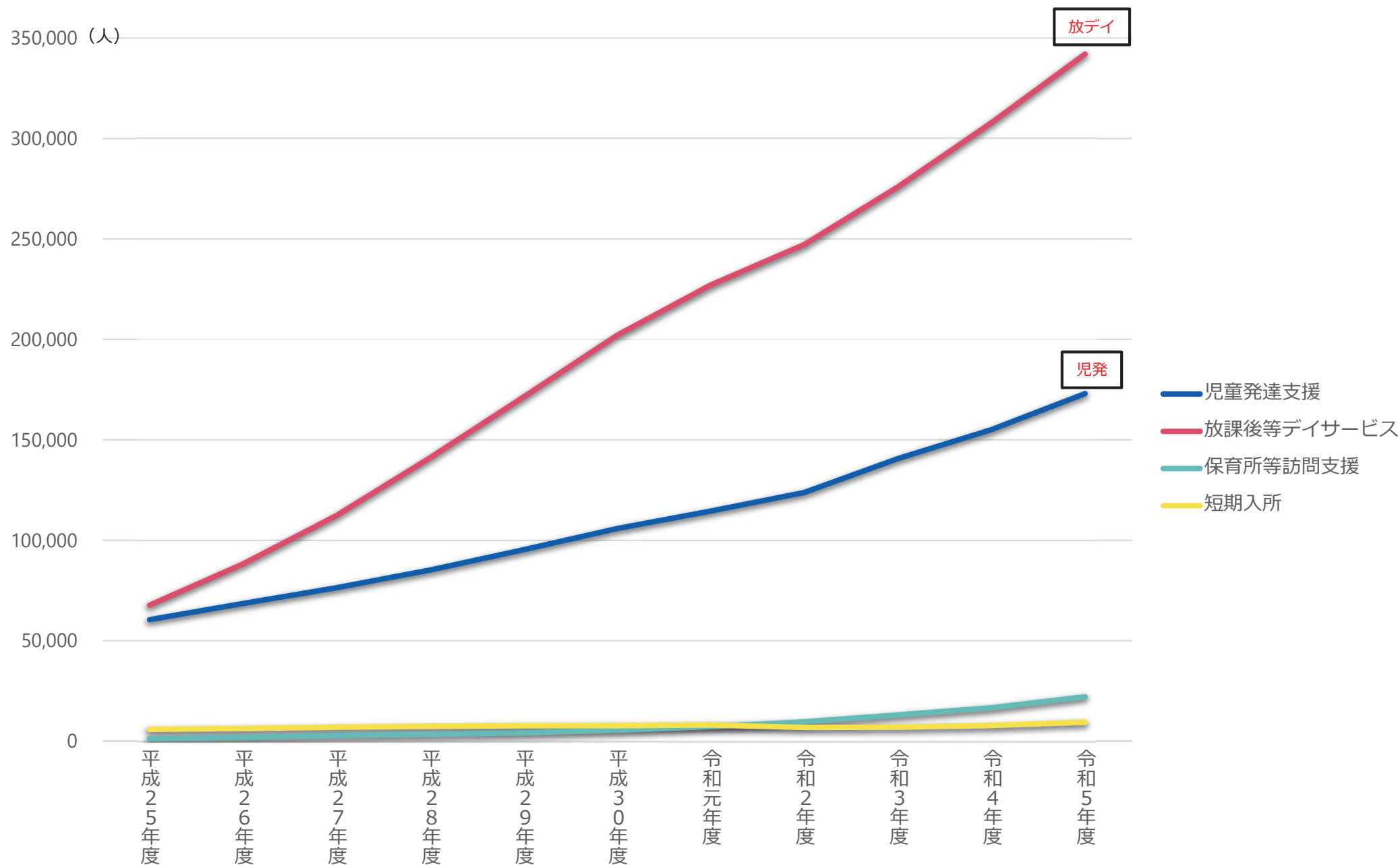
知的障害者

精神障害者



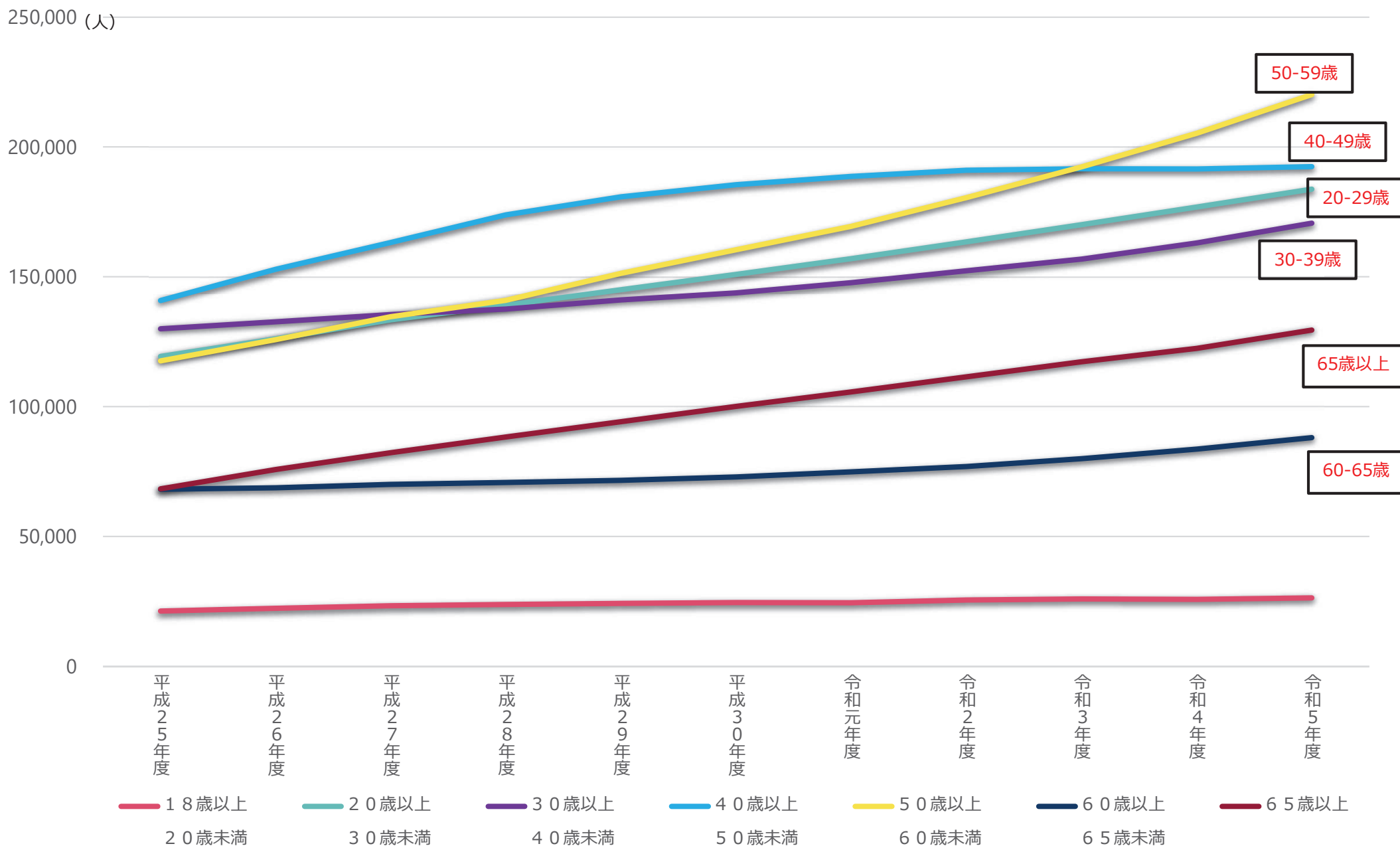
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。（平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。）

障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

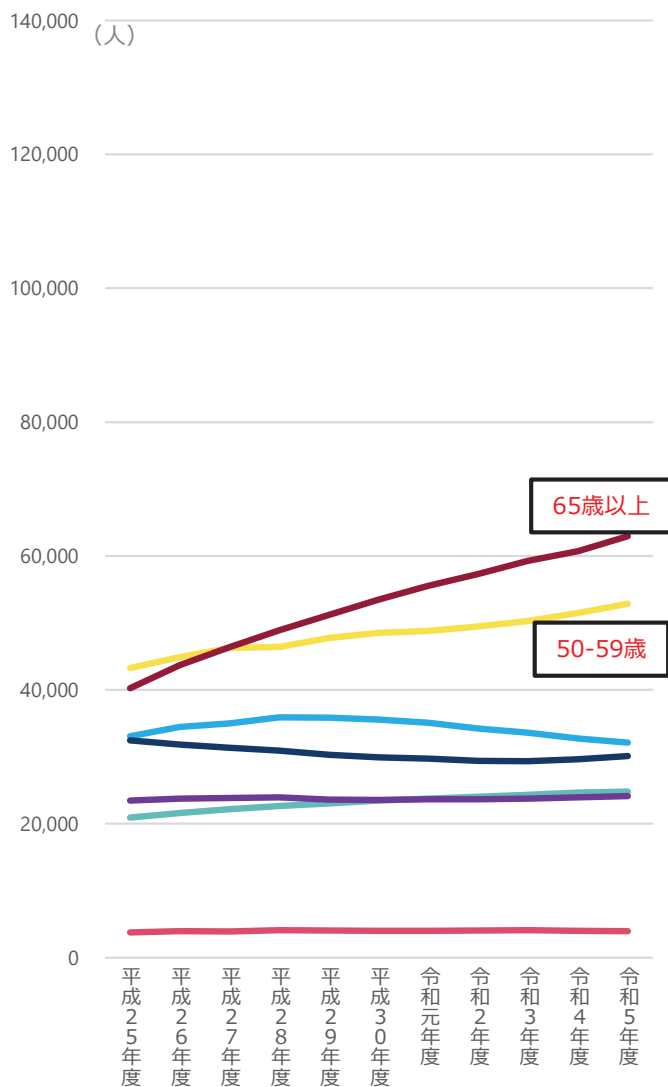
年齢別の障害福祉サービス等の利用者数の推移



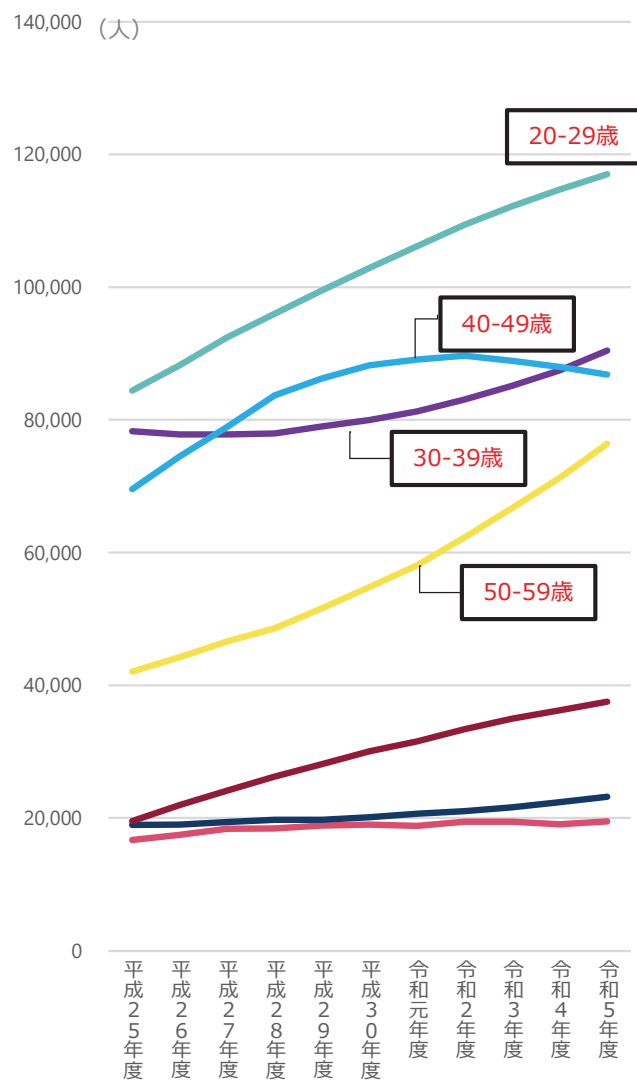
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数（障害児を除く。）。

身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移

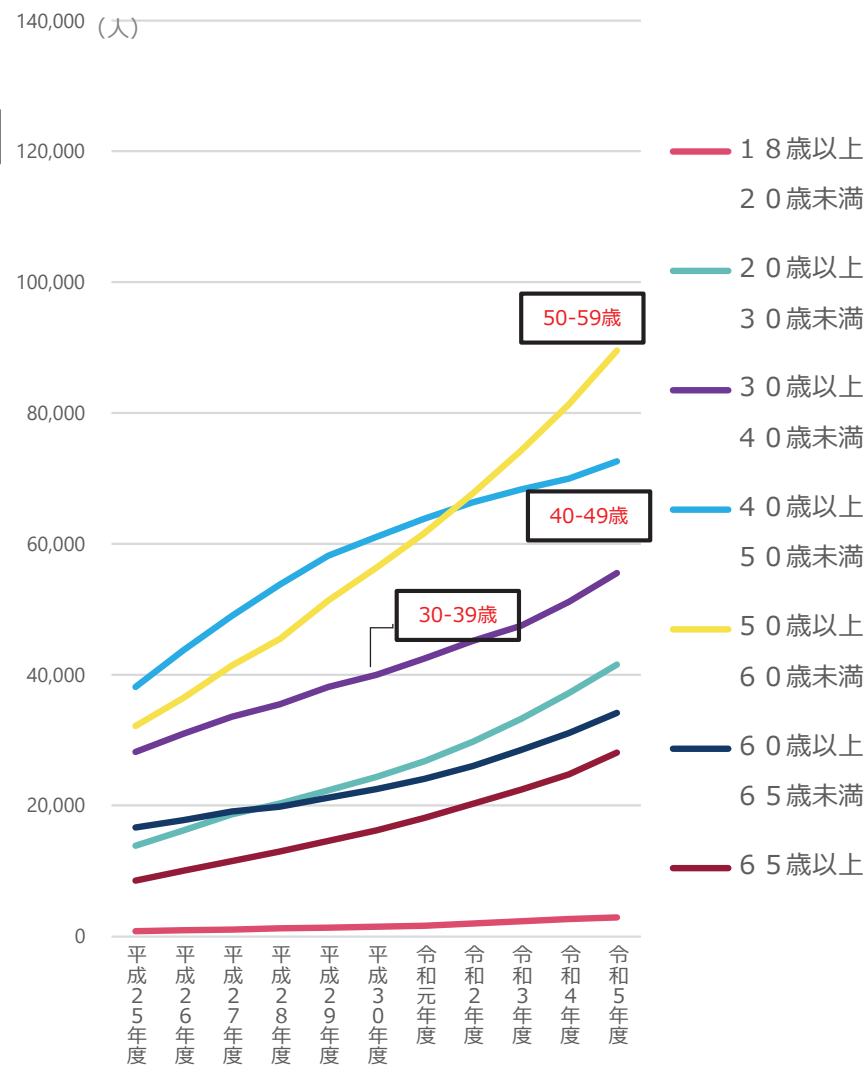
身体障害者



知的障害者



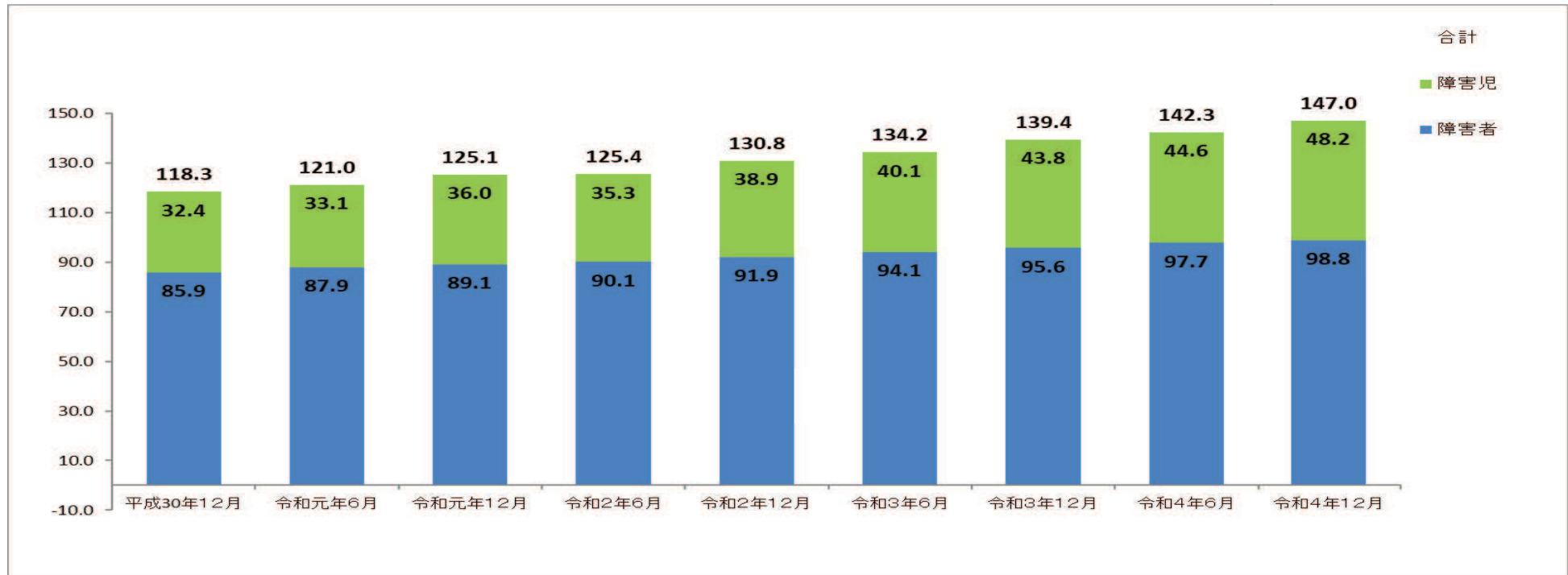
精神障害者



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数（障害児を除く。）。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

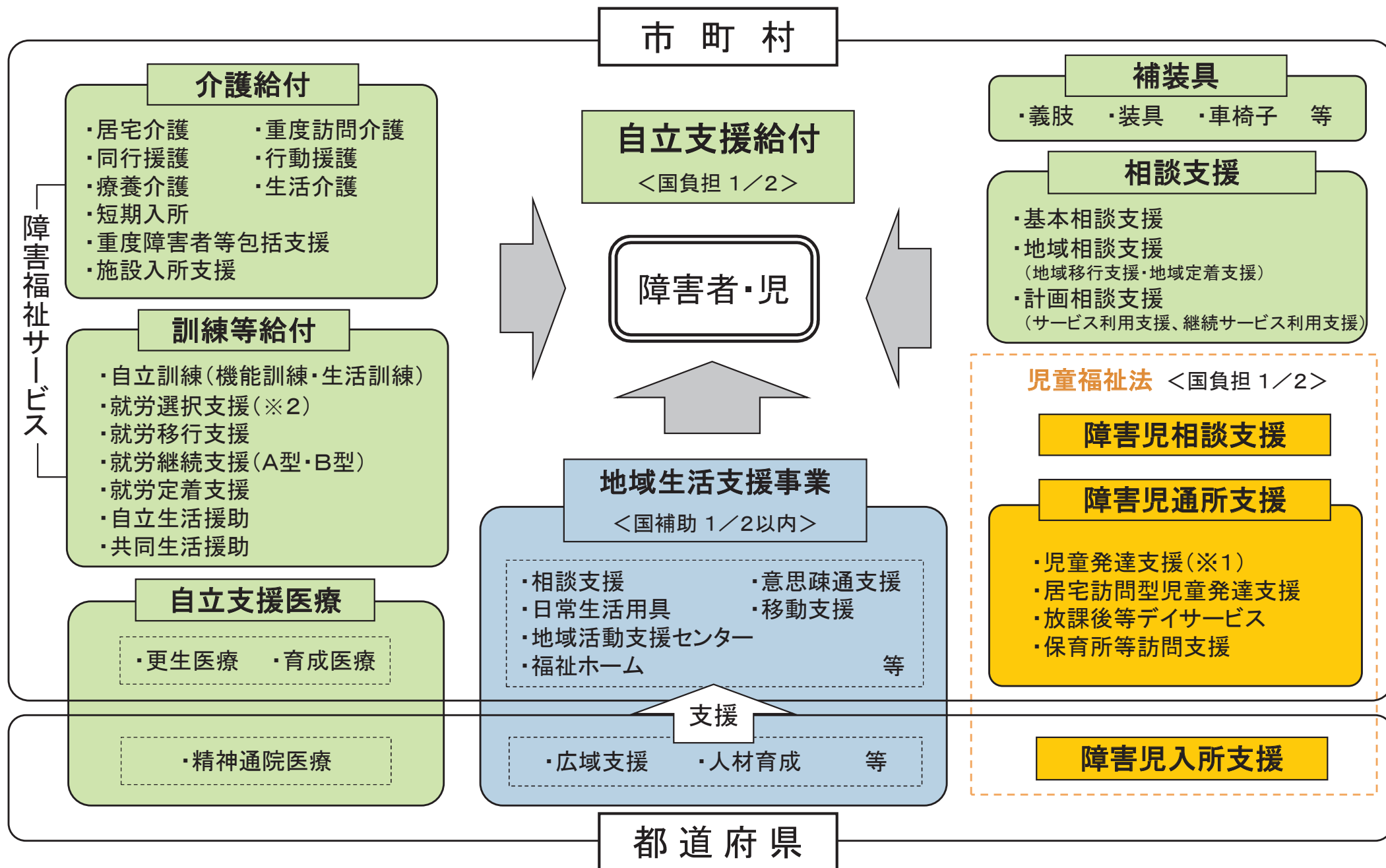
(単位:万人)



○令和3年12月→令和4年12月の伸び率(年率)..... 5.4%

		(令和4年12月の利用者数)	
このうち	身体障害者の伸び率.....	0.8%	身体障害者..... 22.8万人
	知的障害者の伸び率.....	1.9%	知的障害者..... 44.0万人
	精神障害者の伸び率.....	7.6%	精神障害者..... 30.2万人
	障害児の伸び率.....	9.7%	難病等対象者... 0.4万人(4,348人)
			障害児..... 49.6万人(※)
			(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※1) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日公布)により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。

(※2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日: 公布後3年以内の政令で定める日)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	205,433	22,270
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,905	7,578
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,105	5,722
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	14,823	2,192
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	11
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,115	6,091
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,126	260
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	302,398	12,755
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	123,418	2,551
		自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,220	287
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	184,360	13,420
		自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,263	191
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,665	1,341
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,377	2,927
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	89,217	4,591
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	348,711	17,136
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	16,856	1,621

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 1 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	189,149	12,507
		児童発達支援 センター以外 児		
	放課後等デイサービス 児	344,147	21,212	
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援 児	373	138
保育所等訪問支援 児		21,577	1,903	
入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	1,298	184
		医療型障害児入所施設 児	1,748	199
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	228,152	10,131
		障害児相談支援 児		
		地域移行支援 者	658	353
		地域定着支援 者	4,364	551

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 1月サービス提供分（国保連データ）